

ホームページ公開用

令和5年第1回

臨時会議事録

開会：令和5年6月27日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会議事録

1. 令和5年6月27日(火) 午後3時30分

1. 南房総市役所 別館1 大会議室

1. 出席議員 8名

1番 太田 浩	2番 石井 敬之
3番 佐々木 久之	4番 庄司 朋代
5番 川上 清	6番 鈴木 直一
7番 青木 悦子	8番 早川 正也

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事 長 森 正一	副理事 長 長谷川 孝夫
理事 石井 裕	理事 白石 治和
会計管理者 中山 哲也	消防 長 笹子 幸男
消防本部次長 須藤 和英	消防本部総務課長 上野 章吉
消防本部警防課長 佐久間 吉宏	消防本部予防課長 近藤 晃
消防本部総務課長補佐 出口 和彦	事務局 長 御子 神亨
事務局参事兼水道事業 統合推進室長事務取扱 小高 恒夫	事務局水道事業 統合推進室主幹 扇谷 祐介
事務局庶務係長 森 正治	事務局副主幹兼 企画事業係 吉田 和弘

1. 出席事務局職員

議会書記長 三上 勝書 記 野澤 凱莞

1. 議事日程

日程第1 議席の指定

追加日程第1 副議長辞職の件

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 議長辞職の件

追加日程第4 議長の選挙

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

- 日程第4 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 粗大ごみ処理施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合を制定する議決について
- 日程第8 議案第14号 財産の取得について
- 日程第9 議案第15号 財産の取得について
- 日程第10 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第17号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第18号 監査委員の選任について

閉会 午後4時23分

開会宣言

議長（佐々木久之君）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。

よって、令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。直ちに会議を開きます。

日程の決定

議長（佐々木久之君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりといたします。

議案の配付

議長（佐々木久之君）

議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

議長（佐々木久之君）

本臨時会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

議長（佐々木久之君）

この際、諸般の報告を行います。監査委員から「令和4年度一般会計の3月分と出納整理期間分」及び「令和5年度一般会計の4月分・5月分」に関する出納検査結果の報告があり、理事長から令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告がされております。お手元に配付の資料により、ご了承を願います。

日程第1 議席の指定

議長（佐々木久之君）

日程第1「議席の指定」を行います。組規約第6条第2項の規定により、館山市議会選出により新たに組合議員となられました太田浩さんを1番に、石井敬之さんを2番に、また、鋸南町議会選出により新たに組合議員となられました青木悦子さんを7番に、早川正也さんを8番に、それぞれ指定いたします。この際、新たな議員をご紹介します。太田浩さん。

太田浩君

はい、よろしく願いいたします。

議長（佐々木久之君）

石井敬之さん。

石井敬之君

はい、石井です。よろしく願いします。

議長（佐々木久之君）

青木悦子さん。

青木悦子君

はい、よろしく願いいたします。

議長（佐々木久之君）

早川正也さん。

早川正也君

はい、早川です。よろしく願いします。

議長（佐々木久之君）

以上で紹介は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩・川上清副議長退場)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長、川上清さんから副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 副議長辞職の件

議長(佐々木久之君)

ここで、追加日程を配付させます。

(追加日程配付)

追加日程第1「副議長辞職の件」を議題といたします。書記長に辞職願を朗読させます。

書記長(三上勝君)

はい。朗読します。「辞職願。この度、都合により安房郡市広域市町村圏事務組合議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和5年6月27日、安房郡市広域市町村圏事務組合議会副議長、川上清。安房郡市広域市町村圏事務組合議会議長、佐々木久之様。」

以上でございます。

議長(佐々木久之君)

お諮りいたします。川上清さんの副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、川上清さんの副議長の辞職を許可することに決定いたしました。川上清議員の入場を求めます。

(川上清議員入場)

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第2 副議長の選挙

議長（佐々木久之君）

ここで、追加日程を配付させます。

（追加日程配付）

追加日程第2、これより副議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。副議長に青木悦子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました青木悦子さんを副議長の当選人と定めますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、青木悦子さんが副議長に当選されました。ただ今当選されました青木悦子さんが議場におられますので、本席より告知いたします。青木悦子副議長、ご挨拶をお願いいたします。

副議長（青木悦子君）

はい。ただ今、副議長にご指名をいただきました鋸南町議会青木悦子でございます。この議会には2回目ということでございますけれども、新たな気持ちで副議長として任を全うしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（一同、拍手）

議長（佐々木久之君）

ありがとうございました。ここで暫時休憩いたします。

（暫時休憩・佐々木久之議長退場、青木悦子副議長議長席へ移動）

副議長（青木悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長、佐々木久之さんから議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 議長辞職の件

副議長（青木悦子君）

ここで、追加日程を配付させます。

（追加日程配付）

追加日程第3「議長辞職の件」を議題とします。書記長に辞職願を朗読させます。

書記長（三上勝君）

はい、では朗読いたします。「辞職願。この度、都合により安房郡市広域市町村圏事務組合議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和5年6月27日、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議長、佐々木久之。安房郡市広域市町村圏事務組合議会副議長、青木悦子様。」

以上でございます。

副議長（青木悦子君）

お諮りします。佐々木久之さんの議長の辞職を許可することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、佐々木久之さんの議長の辞職を許可することに決定いたしました。佐々木久之議員の入場を求めます。

（佐々木久之議員入場）

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序

を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 議長選挙

副議長（青木悦子君）

ここで、追加日程を配付させます。

（追加日程配付）

追加日程第4、これより議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定しました。

これより指名いたします。議長に川上清さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、副議長において指名いたしました川上清さんを議長の当選人と定めますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、川上清さんが議長に当選されました。ただ今当選されました川上清さんが議場におられますので、本席より告知いたします。川上清議長、ご挨拶をお願いいたします。

議長（川上清君）

ただ今、皆様方のご推薦により議長の大役を拝命いたしました川上です。もとより浅学非才の身ではありますが、議長の職責を果たせるよう誠心誠意努めてまいりますので、皆様方には組合議会発展のため、より一層のご協力をお願いいたしまして、挨拶と代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

（一同、拍手）

副議長（青木悦子君）

ありがとうございました。

新議長の挨拶が終わりました。以上で、議員各位のご協力により議長代理

の職務を終えることができました。ありがとうございました。
ここで議長を交替したいと思います。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（川上清君）

それでは会議を再開したいと思います。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。4番議員、庄司朋代さん。
庄司朋代君

はい。

議長（川上清君）

8番議員、早川正也さん。

早川正也君

はい。

議長（川上清君）

以上、2名にお願いいたします。

日程第3 会期の決定

議長（川上清君）

日程第3「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長（川上清君）

この際、本臨時会の招集につき、提案理由の説明を求めます。

理事長（森正一君）

理事長。

議長（川上清君）

理事長。

理事長（森正一君）

はい。本日ここに、令和5年組合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、極めてご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずは、ただいま組合議会の議長、副議長に当選されました川上清議長、

青木悦子副議長には、心からお祝いを申し上げます。また、前議長の佐々木久之議員におかれましては、今後とも組合議員としてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会にご審議をお願いいたします案件は、条例議案3件、一般議案5件、補正予算の計9件でございます。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

議会議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例の制定について」であります。産業医の報酬について、県内の他の消防本部や構成市町の報酬額を参考に、改正しようとするものです。

次に、議会議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症が、2類感染症から5類感染症へ移行されたことを踏まえ、改正しようとするものです。

次に、議会議案第12号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国が示す火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議会議案第13号「粗大ごみ処理施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合を制定する議決について」であります。構成市町で協議を重ねてきたところ、先日、その協議がまとまりましたので、議決をお願いしようとするものです。

次に、議会議案第14号及び第15号「財産の取得について」であります。館山消防署和田分署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び館山消防署の高規格救急自動車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議会議案第16号「工事請負契約の締結について」であります。西岬・神戸統合分署建設工事の請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議会議案第17号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正として、歳入歳出それぞれ2,662万円を減額し、総額を35億8,381万4千円にしようとするものです。

歳出の増額の主なものは、4款「衛生費」の職員給与費について、今後の業務量を精査したことによる時間外勤務手当の補正、減額の主なものは、5

款「消防費」の安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎進入路整備に係る用地購入費について、土地所有者であります千葉県教育委員会から方針が示されたことによる、用地購入費の減額などです。このほかに、地方債の変更をしようとするものです。

次に、議会議案第18号「監査委員の選任について」であります。当組合の監査委員のうち、組合議員選任の監査委員に、現在、欠員が生じておりますことから、本日、新たに選任いたしたく、組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

議長（川上清君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川上清君）

日程第4、議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、白色の表紙1番「第1回臨時会議案」の1ページ、黄色の表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の1ページとなりますので、ご覧ください。

今回の改正は、産業医の委嘱に当たり、平成元年以来改正を行っておりません産業医の報酬について、県内の他の消防本部や構成市町の産業医の報酬額を参考に、改正をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき、1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

質疑のある方は、発言願います。

庄司朋代議員。

庄司朋代君

はい。ただ今の産業医のお話しなんですが、具体的な業務量がどの程度あるのか教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

事務局長（御子神亨君）

事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

産業医につきましては、消防本部の方ですね、指定しなければいけないことになっております。産業医につきましては企業単位ではなくて事業所単位ということで法律、法令の方で定められておまして、事業内容につきましては、安房郡市消防本部衛生管理規程、こちらがございまして、そこに第9条として「消防本部に産業医を置く」という条項がございます。

これは上位法を受けての制定になりますが、産業医の主な業務ということですが、まず職員のメンタルヘルス等ですね、健康管理に関すること、あるいは職場を巡回して職場内のそういう、なんて言うんでしょうか、環境についてということと、健康相談、職員の健康相談ですね、あるいは健康に問題があるようでしたらば受診するような指導、あとは安全衛生委員会というのを開かなければならないことになっておりますので、そういった会議への参加、こういったものが主な業務ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（川上清君）

庄司議員。

庄司朋代君

はい。そうしますと、具体的に令和4年はどれくらいの業務量があったのかとお尋ねしたいのですが。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

議長（川上清君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

はい。令和4年度につきましてはの内容になりますが、随時、健康相談に応

じる。それから衛生管理委員会におきまして、健康診断受診者の健康データ、これをですね、統計的に割り出しまして、健康状態の悪い方にアドバイスを
行ったりといったところの内容になります。

以上です。

庄司朋代君

ありがとうございました。

議長（川上清君）

他に。

質疑がないようですので、質疑は以上といたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

これより採決いたします。議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの
報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原
案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

議長（川上清君）

日程第5、議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

はい。それでは、議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について」、ご説明いたします。資料は、白色の表紙1番
「第1回臨時会議案」の2ページから3ページ、黄色の表紙2番「第1回
臨時会議案説明資料」の2ページから3ページとなりますので、ご覧いた
だきたいと思えます。

今回の改正は、特殊勤務手当のうち防疫等作業手当については、新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に対して支給をしてきたところでございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、2類感染症から5類感染症へ移行されたこと及び人事院規則を踏まえ、改正しようとするものでございます。説明は以上でございます。

議長（川上清君）

これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

庄司朋代議員。

庄司朋代君

はい。

この附則を見ますと、令和5年5月8日から適用という風になってます。遡りになるかと思うんですが、具体的な事例があるかをお伺いします。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

はい、私の方から答えさせていただきますが、5月8日以降の支給はしておらないということでございます。事例はございません。

以上でございます。

庄司朋代君

ありがとうございます。

議長（川上清君）

よろしいですか。他に。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第12号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川上清君）

日程第6、議案第12号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

議長（川上清君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

議案第12号についてご説明いたします。議案は、白色の表紙1番の「第1回臨時会議案」の4ページから6ページとなります。また、黄色の表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の4ページから7ページを併せてご覧ください。

議案第12号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、令和5年2月21日付けで消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、国が示す火災予防条例（例）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が20キロワットを超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とするとされたこと、及び急速充電器の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものでございます。

また、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。本条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、本条例第23条に定める指定場所における喫煙の制限に係る規定の改正をしようとするものでございます。

以上、議案第12号の説明を終わります。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

これより採決いたします。議案第12号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第13号 粗大ごみ処理施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合を制定する議決について

議長（川上清君）

日程第7、議案第13号「粗大ごみ処理施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合を制定する議決について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第13号「粗大ごみ処理施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合を制定する議決について」をご説明いたします。資料は、白色の表紙1番「第1回議会議案」の7ページ、黄色の表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の8ページとなりますので、ご覧ください。

当組合で運営しておりました粗大ごみ処理施設につきましては、令和4年度末で稼働を終了いたしました。施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合につきましては、構成市町の担当課長会議、副市長・副町長会議及び理事懇談会において協議を重ねてきたところでございます。

先日、その協議がまとまりましたので、負担割合を均等割10パーセント、人口割45パーセント、搬入量割45パーセントとすることについて、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第13号「粗大ごみ処理施設の解体に係る関係市町負担金の負担割合を制定する議決について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第14号 財産の取得について

議長（川上清君）

日程第8、議案第14号「財産の取得について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

議長（川上清君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

議案第14号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番の「第1回臨時会議案」の8ページとなります。また、黄色の表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の9ページから10ページを併せてご覧ください。

議案第14号「財産の取得について」でございしますが、財産の取得の内容は、館山消防署和田分署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

この車両の購入につきまして、令和5年4月26日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、4者の入札があり、落札いたしました「東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司」から取得価格6,358万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、議案第14号の説明を終わります。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第14号「財産の取得について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第15号 財産の取得について

議長（川上清君）

議案第15号「財産の取得について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

議長（川上清君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

議案第15号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番の第1回臨時会議案」の9ページとなります。また、黄色の表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の11ページから12ページを併せてご覧ください。

議案第15号「財産の取得について」でございますが、財産の取得の内容は、館山消防署の高規格救急自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

この車両の購入につきまして、令和5年4月26日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、2者の入札があり、落札いたしました「千葉市中央区本千葉町9番21号 千葉日産自動車株式会社 代表取締役 横田好之」から取得価格3,534万3千円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第15号「財産の取得について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第10 議案第16号 工事請負契約の締結について

議長（川上清君）

議案第16号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

議長（川上清君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

議案第16号についてご説明いたします。議案は白色の表紙1番の「第1回臨時会議案」の10ページとなります。また、黄色の表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の13ページから14ページを併せてご覧ください。

議案第16号「工事請負契約の締結について」でございますが、西岬・神戸統合分署建設工事につきまして、令和5年5月12日に事後審査型制限付一般競争入札を実施した結果、契約金額、3億3千万円で落札した「千葉県館山市亀ヶ原682番地の3 白幡興業株式会社 代表取締役 白幡賢」と、西岬・神戸統合分署建設工事請負契約の締結をしようとするものでございます。なお、工期は令和6年3月5日まででございます。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、議案第16号の説明を終わります。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第16号「工事請負契約の締結について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第17号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合
一般会計補正予算（第1号）

議長（川上清君）

日程第11、議案第17号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第17号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算（第1号）」について、ご説明いたします。はじめに、白色の表紙1番の資料「第1回臨時会議会議案」の11ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ2,662万円を減額し、総額を35億8,381万4千円としようとするものでございます。また、併せて、地方債の変更を行おうとするものでございます。

補正の内容につきましては、白色の表紙1番「議案」の17ページ、黄色の表紙2番「第1回臨時会議会議案説明資料」の15ページをお開きください。

歳出予算の補正でございますが、2款「総務費」及び4款「衛生費」では、職員給与費について、今後の業務量を精査したことにより職員の時間外勤務

手当の補正、第5款「消防費」では、常備消防費について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することによる産業医報酬の増額、消防施設等整備事業について、安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎進入路整備に係る用地購入におきまして、土地所有者である千葉県教育委員会より、対象用地の売買については、現在、整備が進められている安房合同庁舎の整備完了後とすること、また、それまでの間は、教育財産使用許可により無償で用地を使用させるとの方針が示されましたので、用地購入費を減額するものでございます。

これらの歳出予算の補正に係る財源ですが、市町負担金及び地方債を減額してございます。

黄色の表紙2番「議案説明資料」の16ページには市町負担金補正額一覧、また、17ページには地方債補正説明資料を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、ご発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第17号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第18号 監査委員の選任について

議長（川上清君）

日程第12、議案第18号「監査委員の選任について」を議題といたします。本件は、太田浩さんの一身上に関する事ですので、地方自治法第117条の規定により太田浩さんの退席を求めます。

（太田浩議員退席）

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第18号「監査委員の選任について」をご説明いたします。議案は、本日配付いたしました議案第18号「監査委員の選任について」でございます。

内容でございますが、本組合の監査委員は組合規約第11条の規定により、組合の議会の同意を得て、組合議員及び知識経験者を有する者のうちから、それぞれ1人を選任するとされております。

この度、組合議員選任の監査委員が欠員となりましたので、新たに組合議員の中から監査委員を選任しようとするものでございます。新たな監査委員には、この度、館山市議会議長となられました太田浩議員が学識、経験ともに豊かであり適任と考えますので、議会の同意をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第18号「監査委員の選任について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。それでは、太田浩議員の入場を求めます。

（太田浩議員入場）

ただいま、監査委員選任の件について、全員で太田浩さんを選任することに同意しましたので、ご報告いたします。この際、監査委員になられました太田浩さんをご紹介いたします。太田浩議員、ご挨拶をお願いいたします。

太田浩君

はい。ただ今、監査委員の選任をいただきました館山市議会議長の太田浩でございます。この度、組合議員としてもなったばかりではございますけれども、職責をしっかりと自覚し、しっかりと働いていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(一同、拍手)

閉会宣言

議長（川上清君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時23分 閉会